

モンゴルの外国投資会社の設立をとりまく法的環境

1. モンゴル法における法人、代表事務所と支店の違いは何ですか？

法人、会社	会社の支店	駐在員事務所
会社は、その資本が株式に分割され、独立した責任財産を有し、利益を生み出すことを主たる目的とする法人です。	会社の支店は会社の事業の主要所在地以外に所在する拠点で、会社の主な機能の全部または一部を行い、会社の代表事務所として機能するものです。	会社の駐在員事務所は会社の事業の主要所在地以外に所在する拠点で、会社の法的利益を守り、法的代表として会社に代わり取引を締結するものです。
	支店と駐在員事務所は法人とはみなされませんが、会社に適用される規制にしたがい活動する必要があります。支店と駐在員事務所の資産は、それらを設立した会社の貸借対照表に記載する必要があります。	
会社は資本に対する債務について責任を負いません。	支店と駐在員事務所は、それを設立した会社に代わり活動を行うことができます。設立した会社は支店と駐在員事務所が発生させた債務について責任を負います。	
外国投資会社を設立するには、資本金を最低100,000USドル払い込む必要があります。	資本金は必要ありません。	
会社はモンゴル法で認められる全ての活動を行うことができます。	外国会社の支店はモンゴルで開設できません。	駐在員事務所は、会社を法的に代表すること以外の事業活動を行うことはできません。

2. モンゴルでの法人設立の法律上・組織上の選択肢は、どのようなものがありますか？それらの特徴はなんですか？

(答え) モンゴルでは2種類の会社しかありません。

1. 共同（公開）株式会社の特徴

—公開または共同株式会社の株主は、他の株主の先買権に関係なく、株式を自由に処分する権利をもちます。

—株主の数は定款によっても制限されません。

—共同株式会社は、他に定款の定めが無い限り、株式や他の証券をオープンまたはクローズドの引受方法により発行できます。クローズドの引受方法で発行した株式の購入者は、自由に株式を処分できます。

しかし外国会社は共同株式会社をモンゴルで設立することができません。

2. 有限責任会社の特徴

—閉鎖または有限責任会社の設立者の数を50以上にすることはできません。設立後の有限責任会社の株主の数は制限されません。

—有限責任会社は株式、新株予約権、転換社債を発行できますが、クローズドの引受方法しかできません。有限責任会社は他に定款の定めが無い限り、株式、新株予約権、転換社債以外の証券については、オープンまたはクローズドの引受方法により発行できます。

—他に定款の定めが無い限り、有限責任会社は他の株主が第三者に売却した株式、新株予約権、転換社債を、株主の所有する株式数の割合に応じて、第三者に売却した価格で、法律や定款に定められた手続に従い、購入する先買権を有します。

3. 外国の法人が他の法人（または支店、駐在員事務所）に創設者として参加する際に、モンゴルの法律による制限や規制はありますか？

—このような支店に関する規制がないので、外国会社はモンゴルで支店を設立できません。

—外国会社はモンゴルで共同株式会社を設立できません。

よって外国人にとっての選択肢は、外国投資有限会社または外国会社の駐在員事務所になります。

4. 1つの外国法人が法人を設立することは可能ですか？もし可能ならば、登録のためにどのような資料を提出する必要がありますか？

—はい、外国会社はモンゴルで100%の外国投資有限会社を設立することができます。

—このような会社を設立するため、投資家は外国投資・外国貿易局に対してまず、申請書に加えて以下の資料を提出する必要があります。

1. 外国投資・外国貿易局に対して 申請書類

- 投資家の氏名、住所、国籍
- 投資の種類と規模
- 事業主体の形態
- 投資、活動のセクター
- プロジェクトの投資と実施の期間、段階

投資家の経歴

- 会社の全部履歴：商号、設立国、連絡先住所、活動の種類；支店、恒久的代表の連絡先住所、活動の種類；管理のしくみ
- 登録証明書の写し

銀行の証明書—投資家の国の銀行からのもの（from Investor's national banks）

会社の商号に関する許可—モンゴルの一般登記局の発行によるもの

定款—公証人の交渉を受けたもの

- 投資家の全情報
- 事業主体、事業期間の全情報
- 投資家の数、登録した資本の詳細な情報
- 当事者の権利と責任、管理組織
- 利益と損失の配分手続
- 資金調達と監査
- 従業員の労働内容、福利厚生
- 紛争解決
- 外国投資を用いた事業主体の活動の停止と終了、最終決算手続
- 合弁事業（JVC）の清算
- その他

投資に関する他の合意

所有権の参照情報／銀行取引明細書／

関係機関の特別な承認／法律が求める場合／

職場の衛生評価書／労働・社会福祉検査局の発行によるもの／

会社の住所／賃貸契約書／

事業の実現可能性／各種事業について／

登録サービスの受領証：約 20US ドル

これらの資料提出後、FIFTA は 10 日以内に、外国投資会社証明書を発行し会社設立を承認します。

つづいて、会社は一般登録局に登録する必要があります。

2. 一般登録局に登録するための資料一覧

- ・ 一般登録局に登録するための申請書
- ・ 会社の公的名称の証明書
- ・ 会社の創設者の公的決定
- ・ 会社の定款／写し 2 部
- ・ 会社の銀行残高証明書
- ・ FIFTA より受けた外国投資会社の証明書の、公証済みの写し
- ・ 会社の活動がモンゴル政府の特別ライセンスを必要とする場合、当該ライセンスの写し。（注：タバコの輸入は政府の特別ライセンスを必要とする）
- ・ 登録サービス料の受領証／10,000 トウグルグ
- ・ 会社の CEO の履歴書 (CV) / 写し 2 部
- ・ 投資家の証明書の公証済み写し / 写し 2 部
- ・ 会社の初年度貸借対照表 / 写し 3 部
- ・ 各税務署での納税会社登録の証明書

一般登録局に必要な資料を提出した後、同局は 10 日以内に、会社を登録しモンゴルの法人証明書を出します。

5. 登録サービスは法人（または駐在員事務所または支店）の定款（その他会社の書類）を作成する費用を含みますか？

—はい。定款の作成を含みます。

6. 新しく登録された法人の情報について、他の国家機関に知らせる必要がありますか？情報を提出する際の国の手数料などにつき、モンゴル法の規定する条件は何ですか？

—FIFTA、一般登録局、個別の税務署以外には、会社設立をしらせなければならない役所はありません。

7. 法人の印鑑を作るための許可を得る必要はありますか？このために必要な書類は何ですか？印鑑作成の費用はどれくらいですか？法人（または駐在員事務所または支店）の登録のサービスはこれを含みますか？

—会社の公的印鑑は、国の指定する製造業者のみが作成できます。一般登録局の証明書を受けた後、（証明書の写しを添えて）会社は印鑑作成業者に印鑑作成を依頼しなければなりません。

8. モンゴル国内の法人が実行する営業・商業活動につき、ライセンスやその他の許可を得る必要はありますか？もしそうなら、そのためのモンゴル法の条件は何ですか？

—1 はい。特定の種類の活動については、様々な国家機関から特別ライセンスと許可を得る必要があります。

2 資源事業については、資源採掘・製造のライセンスがモンゴル資源局から発行されます。

9. 法人（または駐在員事務所または支店）の住所について補助資料、例えば賃貸契約書などを提出する必要はありますか？もしそうなら、そのためのモンゴル法の条件は何ですか？

—はい、FIFTA に提出する際に、投資家は事務所の賃貸契約書と職場の衛生評価書（労働・社会福祉検査局の発行によるもの）を提出する必要があります。

10. モンゴル法では、外国人が法人の CEO になることはできますか？そのためのモンゴル法の条件は何ですか？

—はい、投資家の代表者が外国投資会社の CEO になることができます。

—投資家は FIFTA に対して CEO の候補者についての申出を行い、FIFTA は候補者がモンゴル国内で活動するためのパスポートを発行します。（無料です。）

11. 外国人労働者、とくに法人（または駐在員事務所または支店）の幹部社員の使用に関するモンゴル法の条件は何ですか？外国国籍の人（新しく登録された法人の幹部社員または CEO）のための労働許可（ライセンス）を取得するための費用はいくらですか？外国国籍の人がモンゴル国内に滞在するための手続は何ですか？そのためのモンゴル法の条件は何ですか？

—外国国籍の人が労働許可を得るには、通常は毎月有料で社会福祉局の複雑な手続を行う必要があります。しかし FIFTA は投資家の代表者一人に外国投資家パスポートを無料であたえることで、モンゴルで働くことを可能にしています。
—加えて、投資家の代表者はモンゴル大使館または外国人を担当する官庁から有効なビザを取得しなければなりません。

12. モンゴル税法について。法人または駐在員事務所または支店に対する課税につき、特に規定や条件はありますか？

まず法人と支店の課税には違いはありません。

駐在員事務所については、会社を法的に代表すること以外に利益を生む活動（売上、株式配当など）をしてはいけません。なので、従業員の個人所得税を除き、法人所得税その他の税金は徴収されません。

法人、支店の法人収入に関する課税

下記の収入は課税されます。

1) 事業収入

もし年間の課税収入が0－30億トゥグルグの場合、10%の課税がされます。年間の課税収入が30億トゥグルグを超える場合、3億円＋30億円を超える収入の25%のトゥグルグの課税がされます。

2) 財産収入

—配当収入は10%課税です。
—ロイヤルティ収入は10%課税です。
—利息収入は10%課税です。

3) 財産売却による収入

—不動産売却による収入は2%課税です。
—権利の売却による収入は30%課税です。

外国会社の支店が利益を海外に移転した場合、移転された収入に対して20%課税されます。

個人収入、社会保険に関する課税

—年間の個人収入に対して10%課税されます。(外国人、モンゴル人にかかわらず)

—モンゴルの社会保険法4条2項2号にもとづき、社会保険に強制加入となります。

—社会保険法15条1項、同3項、同5項により、被保険者と雇用主は従業員の月給の22%を毎月の社会保険料として支払います。うち12%は雇用主、10%は被保険者(従業員)が負担します。

付加価値税

—外国法人または支店のモンゴル国内における商品の販売、業務、役務に対する収入が1,000万トゥグルグ以上あった場合、付加価値税が徴収されます。

—付加価値税は輸入・製造または販売された商品、遂行された業務、提供された役務の課税対象額につき10%課税されます。